耕畜連携助成における利用供給協定書

（飼料作物の種類）

第１条　この利用供給協定書は、甲と乙が連携して、水田で生産された飼料用米（稲ＳＧＳ）の稲わらを収集し、家畜に供与することで、水田における飼料生産の拡大を推進し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図ることを目的とする。

（実施の主体）

第２条　甲は、耕畜連携助成の実施者として、水田において飼料用米（稲ＳＧＳ）を作付けする者とする。

２　乙は、甲が生産した稲わらを利用する者とする。

（水田の場所等）

第３条　甲が飼料用米（稲ＳＧＳ）を作付けする水田および刈取り時期は別紙のとおりとする。

（協定締結期間）

第４条　この協定の有効期限は、締結日から３年間とする。ただし、期間満了の２ヶ月前までに甲・乙いずれからも文書による別段の意思表示がないときは、さらに３年間延長するものとする。

（役務と対価）

第５条　甲は、稲わらを収集し、乙に供給するものとする。

２　乙は、稲わらの代金及び収集料として、甲に１０ａあたり、○○○○円を支払うものとする。

（協定の補完）

第６条　この協定に定めのない事項については、その都度甲・乙が協議の上決定する。

以上、協定締結の証として、本協定書２通を作成し、それぞれ１通ずつ保管することとする。

令和　　年  月  日

|  |  |
| --- | --- |
| 甲（飼料用米を生産する者） | |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 乙（稲わらを利用する者） | |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |